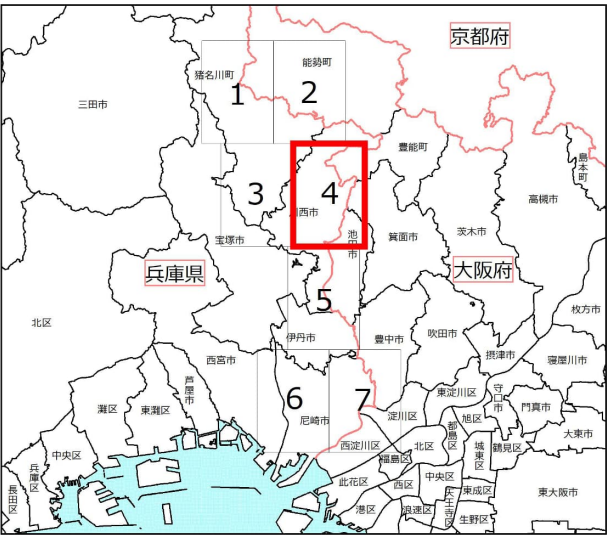


淀川水系猪名川 洪水浸水想定区域図 (想定最大規模) 4



凡 例

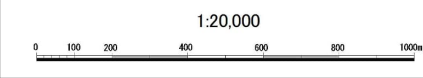
浸水した場合に想定される浸水深(ランク別)

- 20.0m以上の区域
- 10.0～20.0m未満の区域
- 5.0～10.0m未満の区域
- 3.0～5.0m未満の区域
- 0.5～3.0m未満の区域
- 0.5m未満の区域

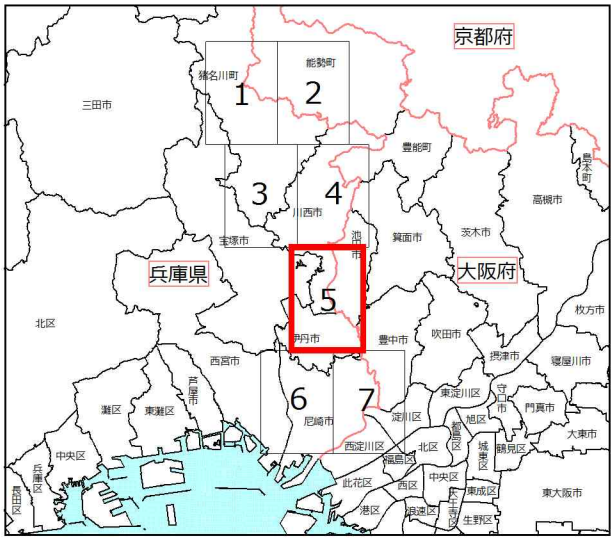
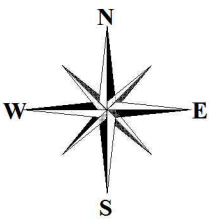
- 府県界
- 市区町村界
- 河川等範囲
- 浸水想定区域の指定の対象となる河川

兵庫県
川西市

- 1 説明文
- (1) この図は、「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」について、想定し得る最大規模の降雨(想定最大規模降雨)による浸水が想定される区域(以下、「洪水浸水想定区域」という。)と浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。なお、図面には、水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項に基づき洪水浸水想定区域を指定した「(5)水防法指定河川」について、指定の区域と浸水した場合に想定される水深も表示しています。
- (2) この洪水浸水想定区域図は、公表時点の「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨により「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」が氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。
- (3) なお、このシミュレーションにあたっては、「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」以外の河川からの氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に示されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。
- 2 基本事項等
- (1) 作成主体 兵庫県
- (2) 指定年月日 年 月 日
- (3) 指定の根拠法令 総合治水条例第38条第1項
- (4) 条例指定河川 淀川水系空港川、矢間川、駄六川、箕面川、内川、最明寺川、寺畑前川、前川、塩川、羊生川、一庫・大路次川、初谷川、田尻川、野間川、野尻川、原川、阿古谷川、槻並川(指定県民局(センター): 阪神北県民局)
- (5) 水防法指定河川 淀川水系猪名川
- (6) 関係市町 伊丹市、宝塚市、川西市、猪名川町
- (7) その他の計算条件等(※1)
- ① この図は「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」で溢水・越水・破壊した場合の洪水浸水想定区域を図示しています。このため、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」以外の河川・水路が溢水・越水・破壊した場合の浸水状況は図示していません。
- ② この図は、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」の堤防を有する区間においては、危険となる水位に達した時点で破壊させ、堤防が無い区間においては溢水させたときの氾濫計算結果を基に作成したものです。
- ③ 氾濫計算は対象区域を25mのメッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの地盤高は航空レーザ測量より求めた平均地盤高を使用しています。このため地形による影響が表れていない場合があります。
- ④ 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定浸水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や、連続盛土構造物(道路や鉄道等の盛土)を考慮して図化しています。また、浸水深は25mメッシュで計算した最大浸水位から、5mメッシュの地盤高を差し引いたものを最大浸水深として図化しています。



淀川水系猪名川 洪水浸水想定区域図 (想定最大規模) 5



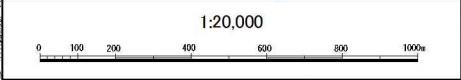
凡 例

浸水した場合に想定される浸水深(ランク別)

- 20.0m以上の区域
- 10.0～20.0m未満の区域
- 5.0～10.0m未満の区域
- 3.0～5.0m未満の区域
- 0.5～3.0m未満の区域
- 0.5m未満の区域

- 府県界
- 市区町村界
- 河川等範囲
- 浸水想定区域の指定の対象となる河川

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基礎地図情報を使用した。
(承認番号 平30情使、第1384号)



- 1 説明文
- (1) この図は、「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」について、想定し得る最大規模の降雨(想定最大規模降雨)による浸水が想定される区域(以下、「洪水浸水想定区域」という。)と浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。なお、図面には、水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項に基づき洪水浸水想定区域を指定した「2基本事項等」中「(5)水防法指定河川」について、指定の区域と浸水した場合に想定される水深も表示しています。
- (2) この洪水浸水想定区域図は、公表時点の「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨により「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」が氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。
- (3) なお、このシミュレーションにあたっては、「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」以外の河川からの氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に示されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。
- 2 基本事項等
- (1) 作成主体 兵庫県
- (2) 指定年月日 △△ 年 月 日
- (3) 指定の根拠法令 総合治水条例第38条第1項
- (4) 条例指定河川 淀川水系空瀬川、矢間川、駄六川、箕面川、内川、最明寺川、寺畑前川、前川、塩川、手生川、庫、大路次川、初谷川、田尻川、野尻川、原川、阿古谷川、槻並川(指定県民局(センター): 阪神北県民局)
- (5) 水防法指定河川 淀川水系猪名川
- (6) 関係市町 伊丹市、宝塚市、川西市、猪名川町
- (7) その他の計算条件等(※1)
- ① この図は「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」で溢水・越水・破堤した場合の洪水浸水想定区域を図示しています。このため、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」以外の河川・水路が溢水・越水・破堤した場合の浸水状況は図示していません。
- ② この図は、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」の堤防を有する区間においては、危険となる水位に達した時点で破堤させ、堤防が無い区間においては溢水させたときの氾濫計算結果を基に作成したものです。
- ③ 氾濫計算は対象区域を25mのメッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの地盤高は航空レーザー測量より求めた平均地盤高を使用しています。このため微地形による影響が表せていない場合があります。
- ④ 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定浸水位を算出し隣接する計算メッシュとの連続性や連続盛土構造物(道路や鉄道等の盛土)を考慮して図面化しています。また、浸水深は25mメッシュで計算した最大浸水位から、5mメッシュの地盤高を差し引いたものを最大浸水深として図面化しています。